

全 h 協発第 1 0 1 号 (環 · 適) 令 和 3 年 5 月 3 1 日

各 都 道 府 県 ト ラ ッ ク 協 会 会 長 殿 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等 について」の一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法第17条第2項により、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなくてはならない、と定められているが、近年、健康起因事故が増加しており、必ずしも遵守されていない事例が発生しています。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省より、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとした通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者 に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、下記の通達の改正後の全文については、全ト協ホームページに参考掲載いたします。

記

1. 通達

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等に ついて」の一部改正について

2. 通達の施行日

令和3年6月1日

国自安第 17 号の2 国自貨第 17 号の2 国自整第 48 号の2 令和3年5月28日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車 技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員 に対し周知徹底を図られたい。

国自安第 17 号の2 国自貨第 17 号の2 国自整第 48 号の2 令和3年5月28日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車 技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、地方実施機関 に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

国自安第 17与角货第 17与作第 48行和3年5月28日

各地方運輸局(顯·遊默()自動車交通部長 (顯·近畿)運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長

殿

自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長 (公印省略)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」 の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について(平成21年9月29日付け国自安第75号、国自貨第79号、国自整第69号)」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。